

山梨県公報

第二千六百二十八号

平成二十八年

八月十五日

月 曜 日

目次

告示

- 家畜伝染病の発生……………七三五
- 道路の区域変更(二件)……………七三五
- 甲府駅南口駅前広場の区域……………七三六
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………七三八
- 落札者の決定について……………七三八
- 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出……………七三八
- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………七三九
- その他……………七三九
- 一般競争入札について(二件)……………七三九

告示

山梨県告示第二百七十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があつた。

平成二十八年八月十五日

山梨県知事 後藤 齋

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者又は疑似患者の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨ―ネ病	牛	患者	二	北杜市高根町	平成二十八年七月二十七日

山梨県告示第二百七十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十八年九月五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月十五日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府市川三郷線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
中巨摩郡昭和町西条字山梨七七一番地先から	旧	七・三〇	二〇・二	一八〇・〇
中巨摩郡昭和町西条字長登路九九四番三地先まで	新	九・二〇	二〇・二	一八〇・〇

山梨県告示第二百七十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十八年九月五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月十五日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲斐中央線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
甲斐市名取字中河原三二三番一地从先から	旧	一七・〇〇	六二・六	九二・一
甲斐市富竹新田字上北裏二五一番地先まで	新	一七・〇〇	九〇・五	九二・一

山梨県告示第二百七十四号

山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例（平成二十七年山梨県条例第五号）第三条の規定により、甲府駅南口駅前広場の区域を次のとおり告示する。

平成二十八年八月十五日

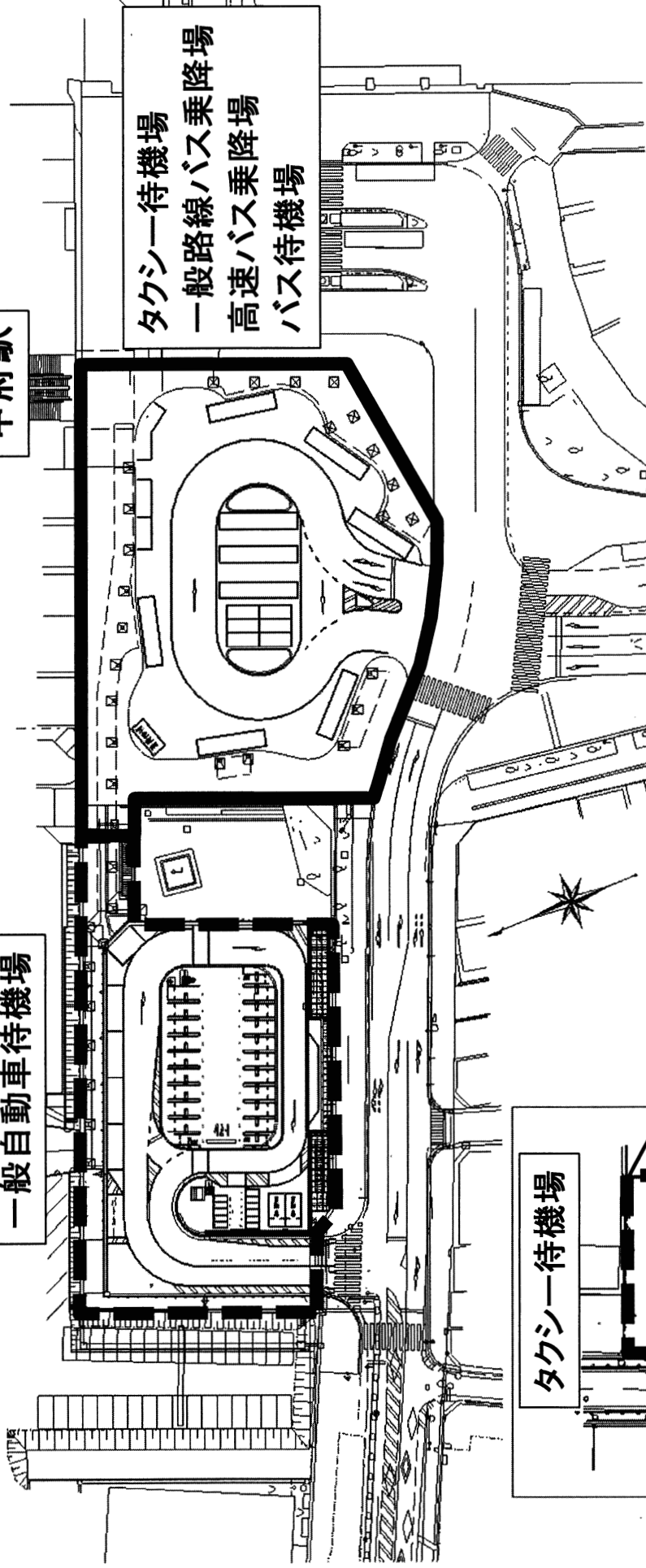
山梨県知事 後 藤 齋

甲府駅南口駅前広場の区域は、次の図に示すとおりとし、山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例の一部を改正する条例（平成二十八年山梨県条例第三十一号）の施行の日（平成二十八年九月七日）から適用する。

甲府駅

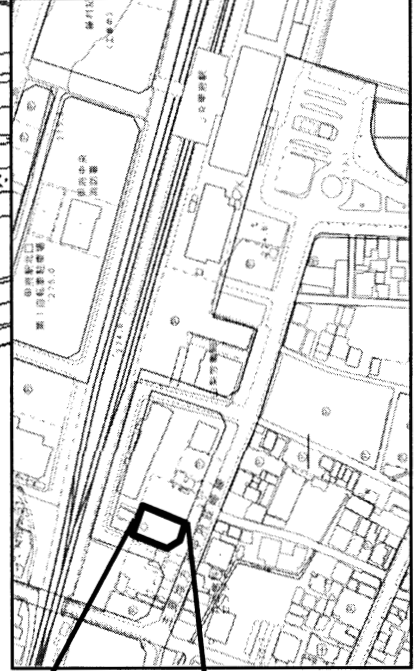
一般自動車待機場

タクシー待機場
一般路線バス乗降場
高速バス乗降場
バス待機場

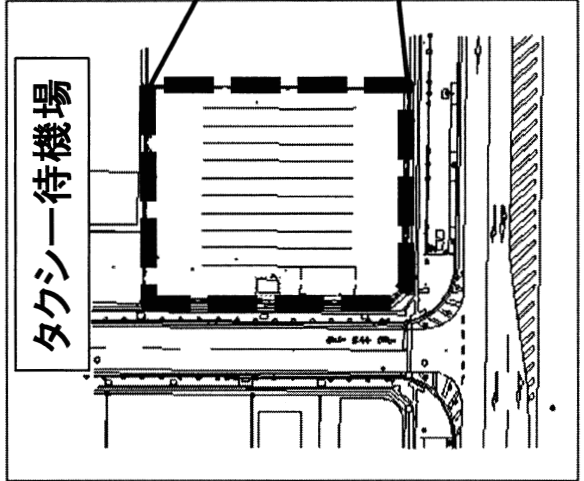


凡例

甲府駅南口
駅前広場の区域
告示済み区域



タクシー待機場



公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年八月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 申請のあった年月日 平成二十八年八月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 A K A S A W A 生活文化研究所

2 代表者の氏名 望月利和

3 主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡早川町赤沢三百九十九番地

4 定款に記載された目的 この法人は、重要伝統的建造物群保存地区の建造物、構築物、及び景観の保全と云うハード面とともに、平安時代から続く地域の歴史、文化、及び生活史の掘り起こしと云うソフト面の充実をはかり、地域を訪れる人々との交流を通して、農山村の魅力を伝える努力を継続的に行い、自立的地域を創ることで、赤沢地区及び早川町、峡南地区の町づくりに寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十八年八月五日から同年十月四日まで

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十八年八月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 落札に係る物品等の名称及び数量

(一) 名称 統合サーバ機器等

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

(一) 名称 山梨県総務部情報政策課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 平成二十八年六月九日

四 落札者の氏名又は名称及び住所

(一) 名称 富士通リース株式会社

(二) 住所 東京都千代田区神田練堀町三番地

五 落札金額 二億二千八百八十九万八千二百四十円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十八年五月十二日

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十八年十二月十五日まで縦覧に供する。

平成二十八年八月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあっては
代表者の氏名 住所

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳	東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号
---------------------------	---------------------

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 アクロスプラザ山梨

(二) 所在地 山梨県山梨市下石森宮ノ前七番地一

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人に	変更後の住所
-----------------	--------

あつては代表者の氏名	
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳	東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	変更後の住所
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二	山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号
株式会社イトウ・アット・ホーム 代表取締役 伊藤通敏	山梨県甲斐市西八幡二千六百一番地一
株式会社マキヤ 代表取締役 川原埼康雄	静岡県富士市大淵二千三百七十三番地
株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈	広島県東広島市西条町大字吉行字向一番地の六十
株式会社ゼロミッション 代表取締役 村内忠壽	東京都八王子市大和田町五丁目八番十号
株式会社メガネスーパー 代表取締役 星崎尚彦	神奈川県小田原市本町四丁目二番地三十九号
株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽順	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一番二十一号

3 変更の年月日 平成二十八年四月一日外
三 届出年月日 平成二十八年六月三十日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。
平成二十八年八月十五日

- 山梨県知事 後 藤 齋
- 一 組合の名称 富士吉田市中丸土地区画整理組合
 - 二 事業施行期間 平成十六年一月八日から平成二十八年九月三十日まで
 - 三 施行地区 富士吉田市小見見字先土久保、字中丸、字愛地宿、字上中丸及び字滝澤の各一部
 - 四 事務所の所在地 富士吉田市中丸土地区画整理組合事務所内
 - 五 設立認可の年月日 平成十六年一月八日
 - 六 変更後の事業施行期間 平成十六年一月八日から平成二十九年三月三十一日まで
 - 七 変更認可の年月日 平成二十八年八月八日

その他

● 山梨県道路公社公告第三号
次のとおり一般競争入札を行う。
平成二十八年八月十五日

富士山有料道路管理事務所長 望 月 修

一 一般競争入札に付する事項

- 1 工事名 富士山有料道路舗装補修工事
- 2 工事場所 山梨県南都留郡鳴沢村富士山山地内外
- 3 工事概要 切削オーバーレイ工（車道） LⅡ六〇〇メートル WⅡ六・五・七・五メートル AⅡ四千七百七十平方メートル 切削オーバーレイ工（駐車場） AⅡ千九百七十平方メートル 区画線設置工 一式
- 4 工期 平成二十八年九月五日から同年十二月十六日まで
- 5 予定価格 二千九百七十七万五千六百円

二 入札参加資格申請の受付期間 平成二十八年八月二十二日（月）から同月二十六日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分まで

とする。

三 その他 詳細は、山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所ホームページにより配布する一般競争入札公告、設計図書等による。(URL) <http://subaruline.jp/>

● 山梨県道路公社公告第四号

次のとおり一般競争入札を行う。

平成二十八年八月十五日

富士山有料道路管理事務所長

望 月

修

一 一般競争入札に付する事項

1 工事名 富士山有料道路情報板改修工事

2 工事場所 山梨県富士吉田市上吉田地内

3 工事概要 道路情報板設置撤去工 一式

4 工期 平成二十八年九月五日から平成二十九年一月三十一日まで

5 予定価格 二千二百二十万四千八百円

二 入札参加資格申請の受付期間 平成二十八年八月二十二日(月)から同月二十六日(金)までの山梨県の休日を含め定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。

三 その他 詳細は、山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所ホームページにより配布する一般競争入札公告、設計図書等による。(URL) <http://subaruline.jp/>